

高齢者・悪質商法110番 を実施します！

【日時】

令和7年9月**17**日(水)~**19**日(金)

相談受付 9:00~18:00

電話・FAX・来所相談(要予約)



困ったな！どうしよう？と思ったら相談を

横浜市消費生活総合センター

電話：045-845-6666

FAX：045-845-7720

よく相談いただくケース

「分電盤の点検に行く」という電話を受け契約中の電力会社と勘違いしてお願いした。耐用年数を超えているため、分電盤の交換をすすめられ契約したが、高額だし、契約中の電力会社ではなかったのでクーリング・オフしたい。



著名人をかたるSNS投稿をきっかけに、SNSの投資グループに登録した。グループの人が次々に「儲かった」と言っていたので信用し、海外のアプリで20万円を振り込んだところ、利益が出たので総額1,000万円ほど振り込んだ。出金したいと連絡したが、対応されない。詐欺だと思うので、お金を取り戻したい。



ネット通販で商品を購入し代金を支払ったが、販売会社から「商品欠品のため代金を返金する」とメールが届いた。返金は〇〇ペイのみなので登録し、画面入力で言われた数字を入力したら、数字の金額を相手に送金するしくみだったようだ。返金を求めたい。



不用品買取業者から電話があり、「不用品はないか。靴だけでもよい」と言われたので来訪を承諾した。後刻、来訪した業者から「貴金属はないか」と言われたので、金の指輪やネックレスなどを10万円で売却した。冷静になってみると、簡単に売却してしまったことを悔やんでいる。クーリング・オフしたい。

